

# 永住許可申請における身元保証人について

身元保証を検討されている方へ

## 身元保証人とは？

永住許可申請には、日本において適切に生活を営むことができることを保証する「身元保証人」の協力が必要となります。「保証人」という言葉から、金銭的な責任や債務の負担を懸念される方もいらっしゃるかもしれませんが、永住許可申請の身元保証人は、いわゆる連帯保証人とは異なり、**法的な義務や経済的責任を負うことはありません。**

本制度における身元保証人の役割は、**道義的責任の範囲**にとどまり、申請者が日本の法令を遵守し、税金や社会保険料を適正に支払っていることを保証するものです。

## 身元保証人の役割

身元保証人は、以下の3点について保証することを求められます。

- 1 申請者が日本の法律を遵守すること
- 2 申請者が公的義務（税金・年金・健康保険等）を適切に履行すること
- 3 必要に応じて申請者に助言・支援を行うこと

繰り返しになりますが、**許可後に申請者が何らかの問題を起こした場合でも、保証人に金銭的な責任が生じることはありません。**

## 身元保証人になれる方の条件

- ✓ 日本国籍を有する方、または永住者であること
- ✓ 申請者と一定の信頼関係があること（親族、雇用主、友人など）
- ✓ 安定した収入があること（具体的な金額の要件はなし）
- ✓ 納税義務を適切に履行していること

従来は、保証人の課税証明書や在職証明書等の提出が必要でしたが、2022年の制度改正により、現在は**身元保証書（入管のテンプレート）**および**身分証明書（運転免許証・健康保険証等）のコピー**のみの提出で済むようになりました。

## 身元保証人をご検討されている方へ

身元保証人という制度に対し、ご不安を感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、永住許可の保証人は法的な責任を負うものではなく、あくまで道義的な保証にとどまります。

申請者が永住許可を取得することで、日本での安定した生活を確立し、より社会に貢献する機会を得ることができます。身元保証人のご協力が、申請者にとって非常に大きな意味を持つことをご理解いただければ幸いです。

詳細についてのご質問やご相談は、国際行政書士タナベ事務所までお気軽にお問い合わせください。

国際行政書士タナベ事務所

田邊大樹 (Hiroki Tanabe)

tanabe-immigration-office.com

contact@tanabe-immigration-office.com

東京都新宿区西新宿7-17-14 源ビル5F

03-3366-4851